

社会福祉法人函館共愛会 奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人函館共愛会（以下「当法人」という。）の理念及び活動方針を理解し、法人の経営する幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）に勤務する保育教諭を育成するための奨学金制度を設け、その制度について必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学生の資格・対象)

第2条 奨学金を貸与する奨学生は、幼稚園教諭免許及び保育士資格を取得するため函館市内の短期大学に入学する者であって、卒業後、当法人が運営するこども園に常勤の保育教諭として勤務することを希望する者を対象とする。

- 2 奨学生は、原則として他の同種の奨学金の貸与を受けていない者に限る。
- 3 前項に定める同種の奨学金とは、将来、奨学金の貸与主体に奨学生が職員として勤務する意思があることを主たる条件とする奨学金制度をいう。

(奨学生の義務)

第3条 奨学生は以下の義務を負うものとする。

- (1) 当法人の理念及び活動方針を理解するとともに、卒業を目標に勉学に励むこと。
- (2) 常に居住を明らかにし、変更があった場合は速やかに届け出なければならない。
- (3) 当法人より修学状況の報告を求められた場合には、これに答えなければならない。

(申請等)

第4条 本規程による奨学金の貸与を希望する者は、別記第1号様式の奨学金申請書に次に掲げる書類を添え、第2条第1項に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）への入学を希望する前年の9月末日までに、当法人本部に提出しなければならない。

- (1) 履歴書（写真貼付）
 - (2) 高等学校長の推薦書（別記第2号様式）
 - (3) 高等学校卒業見込み証明書（高等学校既卒者にあつては卒業証明書）
 - (4) 住民票
- 2 前項の申請があった場合、面接を行うこととする。

(選定等)

第5条 奨学生の選定は、当法人認定こども園園長会議の議を経て理事長が行う。

- 2 第1項で選定された者は、短期大学への入学が許可されるまで奨学生予定者とし、別記

第3号様式の通知書により申請者に通知するものとする。

3 奨学生予定者は、前項の入学が許可され次第、速やかに下記書類を当法人本部に提出しなければならない。

- (1) 入学許可証の写し
- (2) 奨学生誓約書（別記第4号様式）
- (3) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (4) 振込口座届（別記第5号様式）

4 前項の書類の提出が確認された後、当法人と奨学生は別記第6号様式により奨学金貸借契約を締結する。

(貸与)

第6条 奨学生に対し、奨学生が短期大学に入学してから卒業するまでの2年間毎月、当該月の前月25日に奨学金として5万円を上限に無利子で貸与する。ただし、25日が土曜、日曜又は国民の休日に関する法律に基づく休日（以下「休日等」という。）の場合は翌日以降の平日とする。

(連帯保証人)

第7条 奨学生は、一定の職業を持ちかつ独立した生計を有している者を連帯保証人として立てなければならない。

2 当法人への債務の返済を怠っている者は、連帯保証人になることができない。

(奨学生の辞退)

第8条 奨学生又は奨学生予定者が、自己の都合により辞退しようとする場合は、別記第7号様式により辞退願を理事長に提出しなければならない。

(返済)

第9条 短期大学を卒業した翌月から当法人が経営するこども園の常勤の保育教諭に採用された奨学生には、勤務期間に応じ下記割合で算出した返済額と同額を毎月の給与に加算して支給し、これを返済に充てる。なお、所得税及び住民税は奨学生が支払いの義務を負う。

勤務期間	割合(1年目返済額/貸与額の総額)
1年目	20%
2年目	30%
3年目	50%

- 2 返済中に疾病、災害、育児休暇、その他理事長が特に認める特別の事情により勤務できない期間が生じた場合は、返済を猶予することがある。
- 3 奨学生が短期大学卒業後当法人に勤務しない場合または返済が終了する以前に当法人を退職した場合は、当該事象が生じた日の属する月の翌月の末日までに残額を一括して返済しなければならない。

(奨学金貸与の廃止)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金の貸与を廃止する。

- (1) 短期大学を退学した場合又は卒業が不可能となった場合。
 - (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められる場合。
 - (3) 学業成績が著しく不良となったと認められる場合。
 - (4) 奨学生が、本規程による奨学金の貸与を自ら辞退した場合。
 - (5) 奨学生が死亡した場合。
 - (6) 奨学生が本規程に違反した場合。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、本規程による奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められる場合。
- 2 前項の規定により奨学金の貸与が廃止された奨学生は、すでに貸与された奨学金を当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに貸与を受けた金額を一括して返済しなければならない。

(返済開始の延期)

第11条 奨学生が短期大学を2年間で卒業できなかった場合は、1年間を限度に返済を延期できる。ただし、引き続き卒業の意思があり、かつ当法人の常勤職員として勤務する意思がある者のみ延期できることとし、これらの意思がない場合、あるいは本人の意思に係わらず不可能と認められる場合は、第10条と同様の扱いとする。

(延滞利息)

第12条 奨学生は、正当な理由がなく第9条及び第10条に定める奨学金を返済すべき日までにこれを返済しなかったときは、当該返済すべき日の翌日から返済の当日までの期間に応じ返済すべき額につき年3%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(特例事項)

第13条 奨学生が病気や死亡等やむを得ない事情に関しては、理事長は、奨学金の返済額についてその一部を減額し、又は全部を免除することができる。

- 2 奨学生が当法人に勤務後3年以内に死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき、奨学金の返済額についてその一部を減額し、又は全部を免除することができる。

(報告義務)

第14条 奨学生は、短期大学入学の翌年4月30日までに第一学年の成績証明書を理事長へ提出しなければならない。また、契約書の記載内容に変更が生じた場合は速やかに報告しなければならない。

- 2 奨学生は、休学、停学、留年及び復学する際には、速やかにその旨を報告しなければならない。

(奨学金台帳の作成)

第15条 理事長は、奨学生ごとに別記第8号様式の奨学金台帳を備え、奨学金を貸与した場合、奨学金の返済を免除した場合又は奨学金の返済を受けた場合には速やかに記録し、返済終了後5年間保存するものとする。

(紛争)

第16条 奨学金貸借契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、函館地方裁判所を第一審の裁判所とする。

(雑則)

第17条 本規程に定めがない事案が発生した場合には、当事者間の協議を行ったうえで、理事長が判断する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年7月19日より施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

受付	令和 年 月 日	No.
----	----------	-----

奨学金申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人函館共愛会理事長 様

私は、社会福祉法人函館共愛会奨学金貸与規程に基づき勉学に励み、卒業後、社会福祉法人函館共愛会が経営する認定こども園の保育教諭になることを希望し、奨学金の貸与を申請します。

申請者	ふりがな			性別	男・女
	氏名				
	生年月日	年 月 日			
	在学(卒業)高等学校名				
	進学志望短期大学名	短期大学		学科	
	住所	〒			
	電話番号				
連帯保証人	ふりがな			申請者との関係	
	氏名				
	生年月日	年 月 日			
	住所	〒			
	勤務先				
	電話番号	自宅(携帯)		勤務先	
奨学金申請にあたっての申請者の決意（400字程度で記入下さい）					
貸与希望月額		円（上限5万円）			

別記第2号様式（第4条関係）

奨学生推薦書

社会福祉法人函館共愛会理事長様

学校名 _____

学校長名 _____ ㊟

次の者を奨学生として推薦します。

ふりがな 氏名		
在籍学科・学年	学科	第 学年
推薦理由		
学業成績評定平均値	健康状況	特記事項

注1 学業成績評定平均値欄には、直近1年間の全教科における評価を平均した数値（当該数値に小数点第1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記入してください。なお、5段階評価法以外の評価法を採用している場合は、5段階評価法による評価に換算して記入してください。

注2 健康状況欄は、定期健康診断等に基づき記入してください。

奨学生予定者決定通知書

令和 年 月 日

様

社会福祉法人 函館共愛会
理事長 近 江 茂 樹

令和 年 月 日付けで申請のあった奨学金の貸与について、奨学生予定者として認め、以下の内容で奨学金を貸与します。ただし、進学志望短期大学への入学が許可されない場合には決定を取り消します。

貸与期間	令和 年4月から令和 年3月まで
貸与金額	月額 円

奨学生誓約書

令和 年 月 日

社会福祉法人 函館共愛会理事長 様

	住所	
本人	氏名	㊟
	電話	
連帯保証人	住所	
	氏名	㊟
	本人との関係	
	電話	

私は、社会福祉法人函館共愛会の奨学生に選定されましたので、社会福祉法人函館共愛会奨学金貸与規程（以下「規程」という。）に従い、学業に励み、身体を健康を維持して善良な学生として進学する短期大学を卒業し、卒業後は直ちに常勤の保育教諭として貴法人の幼保連携型認定こども園に3年以上勤務することを誓約いたします。

貸与を受ける奨学金については、規程第9条及び第10条に基づき返済いたします。

奨学生貸借契約書に記載の内容に変更があるときは、速やかに届出いたします。

貸与された奨学金を奨学生が返済しないときは、連帯保証人が代わってその金額を返済します。

（注）連帯保証人は、印鑑登録された印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付ください。

整理番号	
------	--

奨学金振込口座届

私に支給される奨学金は、以下の銀行口座にお振込みください。

氏名 _____ ⑩

学校名 _____ 高等学校 _____ 科

現住所 〒 _____

電話 _____

振込先 銀行名 _____ 支店名 _____

口座種別 普通・当座

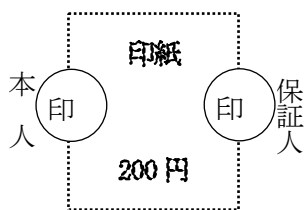
(フリガナ) _____

名義 _____

(注) 奨学生本人名義の銀行口座を指定してください。(郵便局は指定できません)

別記第6号様式（第5条関係）

整理番号	
------	--



奨学金貸借契約書

社会福祉法人函館共愛会を甲， を乙として，社会福祉法人函館共愛会奨学金規程（以下「規程」という。）に従い，次の通り奨学金貸借契約を締結した。

第1条 甲は，乙の奨学金として，以下の金額を契約期間に貸与する。

貸与金額 月額 円

貸与契約期間 令和 年4月～令和 年3月

第2条 甲は乙に貸与契約期間中，当該月の前月25日（当日が土曜，日曜，祝日にあたる場合はその前日）に奨学金を貸与し，乙は勉学に励まなければならない。

第3条 乙は短期大学卒業の翌月から甲が経営する認定こども園に勤務したときは，下記により奨学金を返済しなければならない。その場合，甲は乙に返済額と同額を給与に加算して支給する。

勤務期間	期 間	月返済額	年返済額	割合
1年目	令和 年4月～令和 年3月			20%
2年目	令和 年4月～令和 年3月			30%
3年目	令和 年4月～令和 年3月			50%

2 規程第9条第3項及び第10条に該当するときは，規程に基づき貸与した奨学金を速やかに返済しなければならない。

第4条 本契約書に記載のない事項は規程による。本契約または規程に関わる疑義が生じた場合は，甲の理事長の決裁を受け，甲・乙双方が誠意をもって協議する。

第5条 連帯保証人は，貸与された奨学金を甲が返済しないときは，本人に代わって返済する。

この契約の成立を証するため本証書3通を作成し，各自署名捺印して1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住所 函館市中島町7番15号
 貸主 社会福祉法人函館共愛会
 理事長 近江茂樹 ㊟

乙 住所
 借主 ㊟

(連帯保証人) 住所
 氏名 ㊟

(注) 連帯保証人は，印鑑登録された印鑑を押印ください。

整理番号	
------	--

奨学生辞退願

令和 年 月 日

社会福祉法人函館共愛会 理事長 様

このたび、以下の事由により奨学生を辞退したいので、ご了承くださいますようお願いいたします。

【辞退理由】

なお、すでに貸与を受けた奨学金 金 円は、社会福祉法人函館共愛会貸与規程第10条第2項の規定により定められた期日までに返済します。

(本人) 住所

氏名 ④

(連帯保証人) 住所

氏名 ④

本人との関係

